

【地域支援ネットワークの強化】(児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化の方向)

要保護児童対策
地域協議会

児童相談所

子供家庭支援センター

《要保護児童対策調整機関》

共有ガイドライン(仮称)の策定

【目的】児童相談所と子供家庭支援センター間の隙間の無い連携実現のために

- ・子供家庭支援センターガイドライン(平成17年3月策定)を見直し
- ・東京ルールに基づく具体的連携方法を実例を挙げながら明示

ポイント ☆理念・目的の明確化(何のため、誰のため)
☆都と区市町村が協働で作成

- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 保護者援助における連携
- 特定妊婦への援助
などを含む

東京ルール「送致」「援助要請」「情報提供」「区市町村移管」「協力依頼」

東京ルールに定めるチェックリストの活用(要保護児童対策地域協議会内でも共有)

現場レベルでの連携

- 個別ケース対応における各児童福祉司と子供家庭支援センターの連携(家庭訪問の同行等)【継続】
- 児童相談所チーフによる地域支援(ケース検討会議への参加等)【23年度新規】
- 児童相談所と子供家庭支援センターの実践型合同研修(ロールプレイング形式など)【充実】
- 子供家庭支援センターから児童相談所への長期派遣研修(1年間)【継続】